



# 大船渡労基署ニュース

## 清明の候 大船渡労働基準監督署 署長 熊谷 久



平成29年度が発進しました。4月は年度初めであり、新入社員、転勤された方で職場の雰囲気が変わったのではないのでしょうか。年度末の納期等でお忙しく過ごし、年度初めで慌ただしく過ごしていく日々、何とかGWまで走り続けたいものです。誰でも新しい職場には慣れないものです。自分の時を思いだし、適切な指導・教育・引継ぎ・援助で安全で健康な運営をお願いします。さて、春のスポーツでは高校野球、大相撲、WBC、WCサッカー予選などあり、観戦を楽しんだのではないのでしょうか。共通するのは「諦めない」「日々の練習の積み重ね」など日々の業務にも通ずるところがあるように思います。一方、季節は桜の季節に向かっており、寒さが厳しいからこそ、春の気配をより敏感に感じられるのではないのでしょうか。日本人特有の感性があると思います。桜の歌を詠んだものも多く「世の中に耐えて桜のなかりせば春の心はのどけからまし」「散る桜残る桜も散る桜」などがあります。窓辺から見る台町公園の桜ですが、昨年のことを思うと一年は早いものです。巡る季節の中で、桜の様に清く、心あらたに「不易流行」、日々を大切に過ごして参りたいと思います。本年度もよろしくをお願いします。

## ◆新たに「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」が始まります

厚生労働省では、労働災害防止団体などとともに、職場における熱中症予防対策の一層の推進を図るため、平成29年4月を準備期間、5月から9月までを実施期間とする「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を新たに実施します。

熱中症を予防するために、単に個々の労働者に水分・塩分の摂取を呼びかけるだけでなく、事業場としても、WBGT値を測定し、その結果を踏まえて熱への順化期間を確保したり、WBGT値の低減対策の実施や休憩時間の確保等にも取り組んでいきましょう。

### 準備期間中に実施すべき事項（実施要綱）

- WBGT値測定器を準備しておきましょう
- 作業計画を検討、策定しましょう。
- 簡易な屋根の設置、通風または冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討しましょう。
- 休憩場所の確保について検討しましょう。
- 透湿性及び通気性の良い服装、通気性の良い帽子やヘルメット等を準備しましょう。
- 各級管理者、労働者に対する教育を実施しましょう。環境省熱中症予防サイトには動画コンテンツなどもあります。
- 熱中症予防管理者を選任しましょう。



## ◆「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の参考資料に、脳卒中と肝疾患に関する留意事項が追加されました。

厚生労働省では昨年2月に、事業場が、がんなどの疾病を抱える方々に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と職業生活が両立できるようにするための取組などをまとめていました。

今回の参考資料は、前回のガイドライン策定時に併せて作成された「がんに関する留意事項」と同様に、脳卒中と肝疾患に関する基礎情報と各疾病について特に留意すべき事項をガイドラインに追加したものです。

## ◆健康診断結果の確定値が出ました。

1. 労働安全衛生法では、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を実施することが義務付けられており、そのうち常時50人以上の労働者を使用する事業者にとっては、「定期健康診断結果報告書」を労働基準監督署に提出することとされております。その結果を集計しましたところ、平成28年の当署管内の有所見率（何らかの項目で所見のあった者の割合）が全産業の合計値として**66.2%**（3人のうち2人は所見がある）となりました。

これは、増加傾向の中で過去最高値となった全国値53.6%と岩手労働局値59.2%（全国8番目）を上回り、さらに県内の監督署別でも例年同様に最も高い数値となりました。また、都道府県別で最も高い沖縄県の値64.8%と比べても当署の値はそれを上回る状況となっています。

2. 有所見率改善対策としましては、労働安全衛生法においても、第66条の7で「保健指導等」、第69条で「健康教育等」、第70条で「体育活動等についての便宜供与等」がそれぞれ努力義務として定められているとともに、第18条（規則第22条）の衛生委員会の審議事項として「労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること」も定められており、併せて、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」もありますので、適切な取組をお願いします。
3. 有所見率の改善に向けて、個人個人でも積極的に取り組んでいただきたいですが、同時に、各職場としても連携して健康への活発な取組を展開させていきましょう。

## ◆3月末現在の労働災害発生状況

### 平成28年（確定）

	28年	前年同期比
製造業	20人	-11人
建設業	28人	-3人
運輸交通業	4人	-4人
林業	4人	+2人
商業	10人	+5人
保健衛生業	5人	-1人
合計	84人	-14人

（注）労働者死傷病報告による休業4日以上の統計である

### ◆平成29年

	29年	前年同期比
製造業	6人	+2人
建設業	4人	-5人
運輸交通業	2人	+2人
林業	0人	
商業	2人	+1人
保健衛生業	1人	+1人
合計	19人	+1人

コラム「転倒災害防止」通路で段差等があり解消事例（観葉植物は併せ通路確保のため配置し「ナツ木」と呼んでいる。）



#### 【分析】

- ◆ 事故の型（種類）別では、「転倒」が全体の30%と最も多く発生しました。次いで、「墜落・転落」16%、「切れ、こすれ」13%、「激突され」10%、「飛来・落下」と「はさまれ、巻き込まれ」8%などでした。
  - ◆ 年代別では、40代、50代、60代の順で多く負傷しました。
  - ◆ 経験期間別で、5年刻みで比較すると、「5年以下」だけで全体の50%を占め、他は5~10%でした。
- 平成28年は前年比で大幅に削減しましたが、国の労働災害減少目標（第12次労働災害防止計画）では達成に向けてさらなる大幅な減少が必要な状況となっています。

### 労働災害事例（一部）

#### 【転倒】

- ◆ トラックの洗車中、凍結している地面に気付かず、足を滑らせ転倒した。（運送業）（冬季特有災害）
- ◆ 事業場指定駐車場内を事業場に向かって歩行中、凍結路面で転倒した。（製造業）（冬季特有災害）

#### 【墜落・転落】

- ◆ 洗車場で昇降階段を降りようとしたところ、最上段で足が引っ掛かり、股がかなり開いた状態になりながら1m下の地上に墜落した。（運送業）

#### 【切れ・こすれ】

- ◆ 包丁の汚れをペーパータオルで拭いた際、左人差指を切った。（商業）
- ◆ 魚をさばく時に、背びれが右人差指に刺さった。（商業）
- ◆ 安全カバーの無い丸鋸盤でベニヤ板を加工中、板を押していた指が板から外れ、丸鋸の歯に接触して切傷を負った。（建設業）

#### 【はさまれ、巻き込まれ】

- ◆ 原料を一定の厚さにするため、ローラーに送り込んでいた際、右手を挟まれた。（水産食品製造業）

## ◆異動のご挨拶

### ◆ 転出のご挨拶 監督課長 小林夏樹

私事、平成29年3月末をもちまして現職を解かれ、4月から東京の厚生労働本省で勤務することとなりました。大船渡で勤務させていただいた2年間、関係者の皆様には、労働行政の運営にご理解、ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

誰もが気軽に相談できる「開かれた監督署」であること、毅然さと丁寧さの両方を忘れない「信頼される監督指導」であることを心がけながら仕事を進めてまいりました。

震災からの復興に尽力される皆様と一緒に仕事をさせていただいた大船渡での2年間は、私の誇りです。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

### ◆ 転入のご挨拶 監督課長 兼平太地

この度監督課長として着任しました兼平太地と申します。皆様におかれましては、日頃より労働基準行政に御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

私の前任地である宮城局古川監督署は内陸部を管轄していたため、大船渡の美しい海の景色をながめつつ仕事が出来ることに喜びを感じる反面、甚大な被害を被った被災地を管轄する監督署の一員となることに、身が引き締まる思いでした。至らない点も多く、日々勉強しながらの毎日ですが、今後ともどうぞよろしく願いいたします。